

阿武隈川サミット実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、阿武隈川サミット実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、阿武隈川流域のそれぞれの地域が、地域の実態に即した役割を分担し、共通の理解に立ちながら流域一帯で治水・利水さらに河川環境の保全を推進し、次の世代に共通の遺産として良好な河川環境を引き継ぐことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 阿武隈川サミットの開催
- (2) 阿武隈川の治水・利水、河川環境保全のための啓発普及活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 本会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会には、委員長1名、副委員長若干名及び監事2名（以下これらを「役員」という。）を置く。

- 2 役員は、実行委員会において選出する。
- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第6条 本会及び幹事会にはアドバイザーを置くことができる。アドバイザーには、国土交通省福島河川国道事務所長、国土交通省仙台河川国道事務所長、福島県土木部河川計画課長及び同生活環境部水・大気環境課長及び同企画調整部土地・水調整課長、宮城県土木部河川課長及び同環境生活部環境対策課長を委嘱する。

(職 務)

第7条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、本会に関する事務の執行及び運営に係る事業の管理を監査する。

(議決事項)

第8条 実行委員会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(議 決)

第9条 実行委員会の議決は、出席者の半数以上で決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事は、別表2に掲げる幹事をもって組織する。

3 会議は委員長が召集する。

4 委員長が必要と認めたときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会の所掌事務)

第11条 幹事会は、本会の会議に付する事項を検討する。

(部会)

第12条 幹事会の所掌事務について、専門事項別に調査研究するため、必要に応じ部会を設けることができる。

2 部員は、本会市町村担当課長及び同河川関係課長等をもって組織する。

3 部会長は、部員の互選により選出する。

4 会議は、部会長が招集する。

5 部会長は、調査研究した事項について、幹事会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務局は、福島市に置く。

(庶務及び会計)

第16条 実行委員会の庶務及び会計は、事務局において処理する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この規約は、平成7年6月8日から施行する。

附 則 この規約は、平成9年2月26日から施行する。

附 則 この規約は、平成10年6月3日から施行する。

附 則 この規約は、平成11年5月26日から施行する。

附 則 この規約は、平成12年5月12日から施行する。

附 則 この規約は、平成17年5月31日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年5月30日から施行する。

附 則 この規約は、平成19年2月23日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年5月29日から施行する。

附 則 この規約は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年5月31日から施行する。

附 則 この規約は、平成23年6月29日から施行する。

別表1 (第4条関係) 阿武隈川サミット実行委員会名簿

市 町 村 名	役 職 名
福島県	村 長
西郷村	市 長
白河市	村 長
泉崎村	村 長
中島村	町 長
石川町	村 長
玉川村	町 長
矢吹町	町 長
鏡石町	町 長
須賀川市	市 長
郡山市	市 長
本宮市	市 長
大玉村	村 長
二本松市	市 長
福島市	市 長
伊達市	市 長
桑折町	町 長
国見町	町 長
宮城県	丸森町
角田市	市 長
柴田町	町 長
岩沼市	市 長
亘理町	町 長

別表2 (第10条関係) 阿武隈川サミット実行委員会幹事会名簿

市 町 村 名	役 職 名
福島県	住民生活課長
白河市	市民生活部 生活環境課長
矢吹町	町民生活課長
須賀川市	生活環境部 環境課長
郡山市	生活環境部 生活環境課長
本宮市	生活福祉部 生活安全課長
二本松市	市民部 生活環境課長
福島市	環境部 環境課長
	建設部 河川課長
宮城県	伊達市 市民生活部 環境防災課長
角田市	市民福祉部 生活環境課長
岩沼市	市民経済部 生活環境課長
亘理町	町民生活課長

【 参 考 】 ア ド バ イ ザ ー 名 簿

団 体 名	役 職 名
国土交通省	福島河川国道事務所長
	仙台河川国道事務所長
福島県	土木部 河川計画課長
	生活環境部 水・大気環境課長
	企画調整部 土地・水調整課長
宮城県	土木部 河川課長
	環境生活部 環境対策課長